

業務説明資料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和5年12月27日まで

3 履行場所

受託者社内及び別途委託者が指定する場所

4 調査の目的

(1) 取組の背景

横浜市では、全ての小学生に豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するとともに、増加する留守家庭の子どもたちの居場所を充実させるため、小学校施設を活用した「放課後キッズクラブ」の全校展開を進めてきました。また、合わせて、地域の理解と協力のもとに民間が運営する「放課後児童クラブ」（いわゆる学童保育）に対して、必要な設備や運営の支援を進め、両事業を軸として、児童の放課後の居場所の拡充に取り組んできました。

令和2年4月に放課後キッズクラブの全校展開が完了したことに伴い、量的な拡充から質的な向上施策に取り組むため、保護者や運営主体等を対象にしたアンケートや有識者や放課後事業に従事する関係者等で構成する「放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討会」を実施し、利用者ニーズ等の現状を整理しました。その結果、質の向上の取り組みの一環として、保護者負担減免世帯の拡充（令和3年度）や、放課後キッズクラブでは、短時間の預かりニーズに対応した区分の創設（令和3年度）、学校休業日における朝の開所時間の前倒し（令和4年度）などの見直しを行ったところです。

現状、いわゆる「小1の壁」として、小学校入学後の子どもの預け先がないなどといった問題が一般的にありますが、本市においては、キッズクラブでは、定員を上回る申込がある場合には、学校の理解と協力のもとに活動場所を拡充しているため、利用希望をお断りすることはしていません。

今後も「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、現状やニーズを把握しながら、更なる質の向上に向けた施策の検討を行います。

【参考】「放課後キッズクラブ」と「放課後児童クラブ」の違い

事業名		放課後キッズクラブ	放課後児童クラブ
事業概要	実施方式	補助	補助
	目的	・異年齢児間の遊びを通じた交流を促進し、児童の創造性、自主性、社会性などを養う。 ・放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に当該児童が帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	地域の理解と協力のもとに実施する放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に当該児童が帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
	開始時期	平成16年度	昭和38年度
	運営主体	運営法人 107 法人 (R4.4 現在) 〔 NPO 法人：88 ・公益財団法人：2 ・株式会社：11 ・一般財団法人：1 ・社会福祉法人：5 〕	運営委員会 144 か所 (R4.4 現在) 〔 自治会、町内会の代表者、青少年指導員、 民生・児童委員、小学校の代表者、 事業の対象者の保護者、その他 〕 又は法人 (株式会社等営利を目的とする法人を除く) 78 か所
	実施数	338 か所	222 か所 (補助対象外の条例届出クラブ：15 か所除く)
	実施場所	学校施設内で、「元気に遊べるスペース」と「静かに過せるスペース」の2つの活動場所を確保	<賃借施設> ・民間施設：186 ・町内会館・集会所等：14 ・幼稚園、保育園：1 <自前施設> ・運営委員会所有：5 法人所有：16 (222 か所、R4.4 現在)
	対象児童	当該実施校に通学する1～6年生又は当該小学校区内に居住する私立・国立・特別支援学校に通学する1～6年生	横浜市内在住、かつ、小学校に就学している1～6年生までの留守家庭児童
	開設時間 (基本)	平日：放課後～19:00 土：8:30～19:00 学校休業日 (長期休業期間等)：8:00～19:00	平日：放課後～19:00 ※クラブにより異なる 土、長期休業中：8:30～19:00 ※クラブにより異なる
	利用料	・わくわく【区分1】 無料 (16時以降一時利用：800円/回) ・すくすく(ゆうやけ)【区分2A】 2,000円/月(※) (保護者負担減免制度対象世帯：0円/月) ・すくすく(ほしぞら)【区分2B】 5,000円/月(※) (保護者負担減免制度対象世帯：2,500円/月) ※夏季休業期間(7.8月)の割増料金：500円/月 保険：800円/年以内、おやつ代等：実費	平均保育料 17,000円/月 (おやつ代別途) (保護者負担減免制度対象世帯：2,500円/月の減免) (222 か所、R4.4 現在)
	運営体制	<職員の最低配置基準> すくすく【区分2A・B】：横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置。ただし、放課後児童支援員2人以上の内、1人を除き、補助員でも可。 わくわく【区分1】：すくすく【区分2A・B】に追加して2名 ※支援単位：すくすく【区分2】の対象児童数おおむね40人以下で1つの支援単位とする。	<職員の最低配置基準> 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置。 ただし、放課後児童支援員2人以上の内、1人を除き、補助員でも可。 ※支援単位：対象児童数おおむね40人以下で1つの支援単位とする。
登録児童数	登録児童数 54,975人 登録率 32.6% (338 か所、R4.4 現在)	登録児童数 8,619人 (222 か所、R4.4 現在)	
令和5年度予算	予算額	7,703,727千円	3,102,738千円
	1か所あたり基本額 ※他に加算あり	基本補助は、「基礎部分」、「子ども教室基礎部分」及び「子ども教室基礎規模調整部分」から構成される。 ①基礎部分(支援の単位あたり) 2,334千円～5,206千円 ②子ども教室基礎部分(1クラブあたり) 2,148千円 ③子ども教室規模調整部分(1クラブあたり) 915千円～2,091千円	基本補助は、「基礎部分」と「規模調整部分」から構成される。 ①基礎部分(支援の単位あたり) 2,334千円～5,042千円 ②規模調整部分(1クラブあたり) 150千円～2,800千円

【参考】放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた検討経過

平成 30 年度	横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査
令和元年度	放課後キッズクラブ保護者アンケート
令和 2 年度	放課後キッズクラブ保護者アンケート 放課後キッズクラブ見直しにかかる運営法人アンケート 横浜市放課後施策にかかる小学校アンケート
令和 3 年度	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの質の向上に向けた取組に関するアンケート（保護者・運営主体・子ども） 放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討会（全 3 回）
令和 4 年度	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ質の向上に向けた取組アンケート（保護者・運営主体）

(2) 調査の視点

質の向上に向けた取組には、子どもや保護者、運営主体のそれぞれの視点を踏まえながら検討していく必要があると考えます。そのため、調査では、次の視点を踏まえて現状の課題やニーズを抽出し、それに対応するための方向性について提言することを求めます。

<検討にあたって踏まえるべき視点>

視点① 保護者視点 より使いやすい制度に向けた取組、利便性の向上に向けた取組
視点② こども視点 豊かな放課後を過ごすための支援
視点③ 運営主体視点 運営主体への支援

5 調査の内容

調査の内容は以下に定めるものとしますが、その他詳細は受託者の提案書に基づきながら、委託者と協議のうえ決定することとします。

(1) 取組の方向性のニーズの把握や効果検証

過去に実施している調査結果（上記 4 (1) 【参考】「放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた検討経過」参照）及び令和 5 年度に実施予定の調査結果を分析し、6 年度以降の取組の方向性のニーズの把握や効果検証を行う。

(2) 他都市での好事例や特徴的な取組の調査

他都市で行っている好事例や特徴的な取組について調査及び分析を行い、本市の取組みと比較する。

(3) 利用者（児童、保護者）及び運営主体等の意見調査

立地や施設規模等、様々な視点から分析できるよう各区（18 区あり）5 事業所程度抽出し、事業を利用している児童と保護者及び運営主体を対象に、アンケート及びヒアリングを実施し、ニーズや必要な支援等を把握する。

(4) 効果検証や意見調査を踏まえた課題等の整理

上記(1)～(3)の結果をとりまとめ、文献や有識者等の知見を交えながら、4(2)「検討にあたって踏まえるべき視点」を踏まえて、ニーズや課題を整理する。

(5) サービスの充実や運営主体への支援の検討業務

上記(4)で整理したニーズや課題について、実用的かつ効果的なサービスや運営主体への支援について考察する。

(6) 報告と提言

上記(1)～(5)、受託者からの取組の提言を含めて報告書にまとめる。また、令和5年8月末までに本調査の中間報告を委託者に対して行うこととする。なお、中間報告までに行うべき考察の内容は、6月を目途に委託者及び受託者協議のうえ決定するものとする。

6 必要な資料の貸与

受託者は、委託者に対して必要な資料の貸与を求めることができる。申し出から提供までの準備はおおむね2週間以内とする。

7 成果物等

成果物は次のとおりとする。なお、成果物が電子データである場合、CD-R等に記録して提出する。

(1) 調査に使用した調査協力依頼状、調査票等

調査に使用した調査協力依頼状、調査票等の現物と電子データ（存在する場合のみ）1式

(2) 個票原本及び個票入力データ

個票原本及び個票の回答内容を入力した入力用データシート（Excel）各1式

(3) ヒアリング調査データ

速記（書き起こし）データ（PDF）1式

(4) 分析データ

集計等の分析結果報告の電子データ

(5) 報告書及び報告書概要版の現物10部と電子データ

なお、報告書の現物はA4版でフラットファイルなどに綴じること（装丁にはこだわらないので簡易な仕上がりで構わない）。

概要版の現物についてはA3版2ページ以下にまとめること

8 納品場所

こども青少年局放課後児童育成課

9 報告書及び報告書概要版の納品期限

中間報告 令和5年8月31日（木）

最終報告 令和5年12月20日（月）

10 成果物の帰属

本契約に係る成果物は、本市に帰属するものとする。委託業務の成果物として作成したデータを、受託者が他の用途のために複製したり、第三者へ提供したりすることを禁止する。

11 個人情報の保護

本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」

を遵守しなければならない。

12 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項の遵守

本契約による事務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13 秘密の公開の禁止

受託者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料または知識を第三者に漏えいすることを禁止する。

14 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の進捗等について随時委託者と打合せを行うこととする。なお、打合せの頻度は、最終報告期限までの間に月2回程度実施することとし、原則、横浜市庁舎において対面又は、テレビ会議システム等の活用により行う。
- (3) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容にかかわらず、横浜市と協議の上で行う。
- (4) 業務の全部を再委託することはできないこととする。
- (5) 令和5年12月27日までの期間において、必要に応じ、受託者は調査結果の修正や問い合わせ対応を行うこととする。